

## 平成29年度第8回土佐町農業委員会

1. 開催日時 平成29年12月28日 午前9時00分～午前9時25分
2. 開催場所 土佐町役場2階会議室
3. 出席委員 (13名)  
高石袈治夫・窪内康夫・細川盛次・近藤卓士・和田勇・長野直樹・和田正夫・  
川井高廣・仁井田亮一郎・伊藤弘康・西村美佐江・伊藤正枝・永野博隆
4. 欠席委員 澤田順一
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 伊藤敏雄 書記 秦泉寺理恵
6. 議事日程

### 議案審議

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条による許可申請について |
| 第2号議案 | 土佐町農地利用集積計画について   |

### その他

### 7. 会議の次第

事務局 秦泉寺:おはようございます。只今から平成29年度第8回土佐町農業委員会総会を始めたいと思います。本日の欠席の連絡いただいている委員は澤田委員です。近藤委員は遅れるとの連絡をもらっています。

会長:おはようございます。平成29年度の第8回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。14番、永野博隆委員、2番、窪内委員の2名を指名致しますのでよろしくお願い致します。それでは議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 秦泉寺:第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。今回は2件あります。1件目について説明します。3条の許可については町の許可になります。譲受人、  
番地、  
さん。譲渡人、  
番地、  
さん。土地は栗木字中ナロ59番1、面積605平米他、同小字で5筆の小計1,876平米。いずれも地目現況とも畑。地藏寺字中谷1098番1、面積630平米、同小字で14筆の小計5,346平米。いずれも地目現況とも田。合計21筆で7,222平米。場所は、栗木は  
さん自宅付近、地藏寺は下地藏寺です。親子間の贈与による所有権移転です。今後も畑と田として利用予定です。譲受人の世帯での耕作状況は本件が許可されると16,222平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。

会長:担当は下地藏寺が私の担当ですが、栗木分と併せて栗木担当の永野博隆委員から確認をしてもらっています。永野委員から補足説明がありますか。

永野委員: 特にありません。

会長: 本件について質疑ありませんか。

他委員: なし。

会長: ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに異議ございませんか。

他委員: 異議なし。

会長: 異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可することに決定しました。2件目について説明をお願いします。

事務局 秦泉寺: 2件目について説明します。譲受人、  
番地、



事務局 秦泉寺：受け手の方が事故あつての時は、中間管理機構が次の受け手を探します。探してもいない場合は、双方の合意解約の手続きに入る場合もあると思います。

会長：そんなに探してくれるでしょうか。

事務局長：今回は貸し手の方からすれば、10年間、公社に貸しているのも途中で借り手に何かあったとしても10年については管理をお願いすることになります。

会長：別件ですが、高須で有機で栽培していた〇〇さんが突然亡くなりました。あれは農業委員会を通して10年の利用権設定だったと思いますが。

事務局 秦泉寺：5年だったと思います。

会長：いずれにしても、まだ契約期間中で近所の〇〇さんにどうするか確認してみしてほしいと依頼はしました。そのままであつたら草ぼうぼうになるのではないかと心配しています。地主の方も体調が芳しくないとのことでしたので。個人同士であればそういったことです。こういったケースもありますので、我々も勉強しておく必要があると思います。

事務局 秦泉寺：高須の件については、直払に入っている所でしたので協定代表の澤田委員にもこの冬場に次どうするかを確認するようにお願いしています。

事務局長：2号案件については、圃場整備がされ、土佐町でも条件の良い所ですが、公社も借りる際はある一定次の借り手を探しやすいように借り受けの条件を設定しているようです。中山間地でも同じように引き受けてくれるかと言ったらそうではないようです。

会長：2号案件の場合でしたらいいですけど、圃場整備もしてない所については、中間管理機構が入ることによって地主の負担なしで圃場整備をする事業もあるそうです。

事務局長：ただし、圃場整備した後に担い手への集積を8割程度にするなどの要件がついてます。

会長：認定農業者に集積となっておりますが、土佐町の基本方針では農業所得目標が300万円以上です。その所得を得ようとしたら米だけ作る農家では認定が難しいです。施設園芸と米、畜産と米などの組み合わせをしないと認定が受けられない状況です。中間管理機構が入った事業をすると認定農業者もある一定数必要です。国の予算を見ても畜産分野にもついています。裏返して言うとTPPやFTPで畜産の売価が下がってくることの対策でないかと思います。では、2号議案について他に質疑ありませんか。

他委員：無し。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画についてご異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本計画について異議なしと回答することに決定しました。以上で審議を終わります。事務局よりその他でお願いします。

事務局 秦泉寺：前回の会の時に農地取得の下限面積について1月か2月の総会で検討しようということでしたので今回資料を事前に配布します。次回までにお目通しのうえ、次回ご持参いただきたいです。

会長：この件については、移住者の受け入れをしている所ですが、例えば古民家に付帯する農地についても取得ができるように制限を緩和してはどうかということです。ただいたずらに30アールの要件を緩和するのではなくて、移住目的などの時に限ってを想定をしています。資料も見てくださいと思います。次回、この件については慎重に検討していきたいと思います。他に何かありませんか。

他委員：ありません。

会長：それでは以上で第8回農業委員会総会を閉会します。来年もよろしくお願いします。

土佐町農業委員会 会長

高石 義治 夫

議事録署名委員

永野 博隆

議事録署名委員

窪内 康夫